

平成30年度 介護保険料の改定のお知らせ

平成30年度の介護保険料は、基準額51,600円(年額)を**54,000円(年額)**に改定します。各段階の保険料は下記の表のとおりです。

なお、介護保険料の普通徴収(納付書での支払い)は平成30年7月から平成31年2月までの8期となります。

段階	区 分	金額・年額	割合
1	福祉年金受給者かつ住民税非課税者・生活保護	24,300円 (23,220円)	0.45
	非課税世帯：本人所得+収入80万円以下		
2	非課税世帯：本人所得+収入80万円超～120万円以下	40,500円 (38,700円)	0.75
3	非課税世帯：本人所得+収入120万円超	40,500円 (38,700円)	0.75
4	課税世帯：本人非課税 所得+収入80万円以下	48,600円 (46,440円)	0.90
5	課税世帯：本人非課税 所得+収入80万円超(基準額)	54,000円 (51,600円)	1.00
6	本人課税：所得120万円未満	64,800円 (61,920円)	1.20
7	本人課税：所得120万円以上200万円未満	70,200円 (67,080円)	1.30
8	本人課税：所得200万円以上300万円未満	81,000円 (77,400円)	1.50
9	本人課税：所得300万円以上	91,800円 (87,720円)	1.70

※()は平成29年度の金額

○問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎②1 6 0 3

介護保険
だより

75歳になる方へ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳以上で申請により一定の障がいがあると認定された方が加入する医療保険制度です。75歳になる前月に保険証を郵送します。

平成30年度の後期高齢者医療保険料率について

平成30年度は、2年ごとに行われる保険料率見直しの年であるため、額が変更されます。保険料額は、平成29年の所得を基に7月に決定し、平成30年7月中旬頃に皆様へ通知します。

保険料は「均等割額」(年額41,000円)と「所得割額」の合計で計算します。

※所得割額を決める所得割率=7.89%、保険料の限度額=62万円

詳細は、町民課国保年金係へお問い合わせください。

○保険料の支払い方法

年金からの引き落とし(特別徴収)と納付書・口座振替による納付(普通徴収)があります。

○問合せ 町民課国保年金係 ☎②2 1 1 3

後期高齢者医療保険
だより

国民年金
だより

平成30年度の保険料額は月額16,340円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付や便利でお得な口座振替で納めることもできます。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除や猶予される制度があります。

詳細は、佐原年金事務所もしくは町民課国保年金係へお問い合わせください。

○問合せ 佐原年金事務所 ☎⑤4 1 4 4 2、町民課国保年金係 ☎②2 1 1 3